

# 田川市監査基準を策定しました

令和2年度（4月1日）から適用する  
新たな監査基準を策定しましたので、その概要をお知らせします。

## ■ 基準策定の経緯など

平成29年6月に監査機能の強化充実などを目的に地方自治法が改正され、各地方公共団体の監査委員は監査基準を定め、監査などを行うにあたっては監査基準に従うこととされました（令和2年4月1日施行）。平成31年3月に総務省から地方公共団体に共通する規範となる「監査基準（案）」が示され、その内容を踏まえ「田川市監査基準」を策定しました。

## ■ 基準策定の目的・内容など

監査などの種類やその目的、基本姿勢、実施方法などを体系的に明示することにより、監査の質を高め、監査に対する市民の信頼向上を図ることを目的としています。内容としては、下記にポイントを示すように、監査を行うにあたって必要な基本原則を定めたものです。

## 田川市監査基準のポイント

### 1 第1章 総則

#### 【監査等の種類及びそれぞれの目的（第4条）】

●監査などの目的を監査などの種類ごとに規定。

（例）財務監査

財務に関する事務の執行および経営に係る事務の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているか監査すること

（例）決算審査

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるかなどを審査すること

### 3 第3章 実施基準

#### 【監査計画（第13条）】

●監査委員は本市を取り巻く環境、リスク、過去の監査結果と措置の状況、監査資源などを総合的に考慮し、監査計画を策定する。

### 2 第2章 一般基準

#### 【指導的機能の発揮（第6条）】

●監査委員は監査などの対象組織に対し、指導的機能を発揮する。

#### 【リスクの識別と対応（第7条）】

●監査委員は監査などの対象のリスクを識別し、そのリスクの内容、程度を検討した上で、効率的・効果的に監査を実施する。

### 4 第4章 報告基準

#### 【監査等の結果に関する報告等の提出等（第19条）】

●改正法では監査強化の一環として「勧告制度」が導入されており、監査委員が特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる旨などを規定。

#### 【監査等の結果に関する報告等への記載事項（第20条）】

●結果報告などへの記載事項を統一化して規定。

# 監査結果を公表します

代表監査委員 **丸谷 芳昭** 監査委員 **尾崎 行人**

市の事務に不正や誤りがないか、経済性や効率性は保たれているのかなどの視点で監査を実施しています。今号では、課（係）などの配置人員および説明指標の推移を含めた監査結果や、新たに策定した「田川市監査基準」を解説します。

## 定期監査 （第1期）

■監査の対象 人権・同和対策課、議会事務局  
■監査の内容 平成31年4月1日～令和元年10月末（一部過年度分）の財務事務など  
■監査の期間 令和元年11月22日～令和2年2月17日

## 1 主な指摘事項など

### 【人権・同和対策課】

件名	指摘などの内容
資金前渡事務	精算事務が遅延しているものがあつたので期限内に精算処理を行うこと
契約事務	①前金払を受けた委託料の会計管理者へでのん末報告に漏れがあつたので適正な処理を行うこと ②仕様書の取扱いなどについて適切な処理を行うこと
補助金交付事務	交付申請書に記載漏れの項目があつたので適正な処理を行うこと
財産管理	行政財産使用許可時の決裁区分に誤りがあつたので適正な処理を行うこと

### 【議会事務局】

件名	指摘などの内容
課のマネジメント	職場人権研修の実施が低調であるため、計画的・積極的な実施に努めること

## 2 要望事項

### ■課（係）などの配置人員および説明指標の推移について

この調査は、各課（係）などの職員の配置状況が適正・妥当な水準かどうかを検証する技法のひとつとして初めてとり入れたものです。調査結果から、職員配置との関連性の大きい業務指標やそれらの推移、体制改善に向けた努力の状況などを見ることができ、今回の対象部署は、次のとおり概ね横ばいで推移していました。なお、予算（決算）額以外の説明指標は各課（係）などが選定した指標の上位3項目を掲載しています。

### 調査結果を踏まえた要望の内容

今後は、①さらに信頼性、説得力のある説明指標を厳選する、②他市（全国、県内、近隣市）との比較を行う、などによって本市の職員配置の水準をより客観的に説明することが可能となるので、本調査資料の有用性を高め、継続的に活用することを要望しました。

### 議会事務局

区分	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 （調査時点）
職員数	正規職員（人）	6	6	5
	部長（局長）	1	1	0
	課長（局長）	0	0	1
	課長補佐（局長補佐）	1	1	1
	係長	1	1	1
	主任	3	3	2
	上記以外（人）	1	1	2
	再任用職員	0	0	1
	臨時職員	1	1	1
	合計	7	7	7
説明指標	一般会計予算額（千円） （平成29年度、平成30年度は決算額）	177,098	173,934	180,377
	①議員数（人）	20	20	20
	②本会議開催回数 （臨時回含む）（回）	5	4	5
	③委員会設置数（特別委員会含む）	5	4	5

### 人権・同和対策課（人権・同和対策係）

区分	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 （調査時点）
職員数	正規職員（人）	5	5	5
	課長	1	1	1
	課長補佐	1	1	1
	係長	(1)	(1)	(1)
	主任	2	2	1
	主事	1	1	2
	上記以外（人）	9	9	9
	再任用職員	0	0	1
	嘱託職員	9	9	8
	合計	14	14	14
説明指標	一般会計予算額（千円） （平成29年度、平成30年度は決算額）	106,592 (120,456)	54,550 (68,163)	60,500 (76,058)
	①同和問題啓発強調月間 講演会参加者数（人）	181	203	222
	②人権週間講演会参加者数（人）	198	206	264
	③人権のまちづくり事業 推進委員会開催回数（回）	6	4	4

※職員数欄の（ ）は課長補佐の兼務、説明指標欄の（ ）は課全体の予算（決算）額

### 人権・同和対策課（男女共同参画推進室）

区分	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 （調査時点）
職員数	正規職員（人）	3	3	3
	課長	(1)	(1)	(1)
	課長補佐（室長）	1	1	1
	主任	1	1	1
	主事	1	1	1
	上記以外（人）	3	3	3
	嘱託職員	2	3	2
	臨時職員	1	0	1
	合計	6	6	6
	説明指標	一般会計予算額（千円） （平成29年度、平成30年度は決算額）	13,864	13,613
①男女共同参画プラン進行 管理に係る会議開催回数（回）		9	10	11
②ゆめっせフェスタ参加者数（人）		410	294	300
③啓発研修会開催回数（回）		13	13	12

※職員数欄の（ ）は人権・同和対策係に計上